

# 能代港湾振興会会則

(名称)

第1条 本会は、能代港湾振興会と称する。

(目的)

第2条 本会は、秋田県北地域全体の社会資本である能代港の利活用のために必要な港湾施設及び利用環境の整備を図ることにより、地域の人的・物的交流を促進し、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港湾の利活用に関する情報の収集及び提供
- (2) 港湾の利活用に関する研修会等の開催
- (3) 能代港の整備及び利活用に関する要望活動
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条に規定する目的に賛同する市町村、産業団体、企業を会員とする。

(入会及び退会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 会員が退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。この場合、退会した会員が既に収めた会費その他会員としての義務に基づく金品は、返還しない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 若干名

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 3 役員は、任期満了しても次期役員が就任するまで、その職務を行うものとする。

(役員選任)

第7条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計事務を監査する。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、総会に限り会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、事業計画、予算、決算、会則改正、その他重要な事項を審議する。

4 総会議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第12条 幹事は、会長が会員の団体の事務担当者の中から任命する。

2 幹事会は、会長が招集し、総会に付議する事項、その他事業遂行のため必要な事項を審議する。

(部会)

第13条 本会の目的を達成するために必要がある場合は、部会を設置することができる。

(経費)

第14条 本会の運営に係る経費は、会費及びその他の収入をもってこれを充てる。

(会費)

第15条 本会の会費は年会費とし、次のとおりとする。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 港湾所在市(能代市)     | 500,000円 |
| (2) (1)に規定するものを除く市 | 20,000円  |
| (3) その他の会員         | 10,000円  |

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、会長の所属する団体又は会長の定める団体に事務局を置く。

(その他)

第18条 本会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この会則は、本会設立の日から施行する。ただし、第14条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 本会の設立当初の役員任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、次期役員が就任するまでの期間とする。

3 本会の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、本会設立の日から次の3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成18年 7月 6日から施行する。